

京都市告示第 213号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年6月16日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
大宮98号線	北区大宮西山ノ前町7番地の3地先から 同区大宮薬師山東町12番地の5地先まで	メートル 202.70	5.00 ～メートル 10.30
吉祥院緯78号線	南区吉祥院観音堂町8番地の38地先から 同町8番地の4地先まで	100.40	6.00 ～ 11.80
洛南自歩1号線	南区西九条仏現寺町23番地地先内	13.50	4.00
秤谷中山線	西京区檜原秤谷町43番地の1地先から 同区大枝中山町1番地の185地先まで	512.40	6.00 ～ 10.01
竹田歩1号線	伏見区竹田醍醐田町7番地の3地先から 同区竹田狩賀町160番地の2地先まで	370.80	2.57 ～ 12.62
羽束師経155号線	伏見区羽束師菱川町429番地の7地先から 同町429番地の17地先まで	111.70	6.00 ～ 12.08
淀196号線	伏見区淀樋爪町102番地の1地先から 同町657番地地先まで	134.90	6.01 ～ 12.02

(建設局道路部道路明示課)